

## 山梨市森林整備計画の用語解説

用 語	よみがな	解 説
<b>あ</b>		
育成単層林	いくせいたんそうりん	植栽の有無に関わらず、育成のために人為を積極的に加えていく森林で、林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層で構成されている森林。
育成複層林	いくせいふくそうりん	植栽の有無に関わらず、育成のために人為を積極的に加えていく森林で、択伐等により部分的に林木の一定のまとまりを伐採し、人為により複数の樹冠層で構成されている森林。
一貫作業システム	いっかんさぎょうしすてむ	伐採から植栽までを一体的に行う作業システムのこと。
植込み	うえこみ	天然更新にあたり、稚樹の発生が不良であるなど、将来の成林が期待できない場所に対して苗木を植えること。
うっ閉	うっぺい	隣接する林木の樹冠が相接してすき間が狭くなっている状態。
枝打ち	えだうち	一般的には無節の良質材を育成するため下方の枝を切り落とすことをいう。近年は、複層林における下木や、裸地化した土壌表面での植物の生育が可能となるよう陽光を与えるなど、公益的機能を確保する観点からも行われる。
枝払い	えだはらい	伐倒した樹木の枝をチェーンソーなどによって幹から切り離して丸太を仕上げ、次の玉切り作業に備えること。
<b>か</b>		
外材	がいざい	日本に輸入される木材の総称。
快適環境形成機能	かいてきかんきょうけいせいきのう	森林の蒸発散作用等により気候を緩和するとともに、防風や防音、飛砂の防備など、快適な生活環境を保全する機能。
皆伐	かいばつ	主伐の一種で、一定範囲の樹木を一斉に全部又は大部分を伐採すること。
カシノナガキクイムシ	かしのながきくいむし	ナラ枯れの原因をつくる甲虫類の一種で、それに共生する菌によってナラ類（ミズナラ、カシワコナラ等）の木が枯死する。
架線集材	かせんしゅうざい	主にワイヤーロープに取り付けた搬器を集材機械によって移動させて集材する方法。急傾斜地でも搬出が可能であり、林地を荒らすことが少ないなどの長所がある。
下層植生	かそうしょくせい	森林において、上層木に対する下層木、及び草本類からなる植物集団のまとまりをいう。
下層木	かそうぼく	樹冠が2段以上の層状構造をなしている森林で、上層の木に対して下層の木。
カツラマルカイガラムシ	かつらまるかいがらむし	葉枯れの原因をつくるカイガラムシ類の一種で、広葉樹林の（コナラ、ミズナラ、クリ、ケヤキ、サクラ等）多樹種に寄生し、樹液の吸汁によって集団的に葉枯れを起こす。
川上	かわかみ	木材（原木・素材）の流通において、山で木材を伐採し製材・加工所等（川下）に供給する側を指す。
川下	かわしも	木材（原木・素材）の流通において、山（川上）から運ばれてきた木材を製材・加工する側を指す。
緩傾斜地	かんけいしゃち	高性能林業機械化促進基本方針では、傾斜20度未満としている。
幹材積	かんざいせき	木材の単木材積を表すもの。単位は立方メートル。
間伐	かんぱつ	樹木を健全に成長させるため、森林の立木密度（混み具合）を調整するための伐採作業。一般に、除伐後、主伐までの間に育成目的に応じて数回行われる。
胸高直径	きょうこうちよつけい	立木材積測定方法のひとつ。成人の胸の高さの位置における樹木の直径をいう。1.2mが一般的である。
急傾斜地	きゅうけいしゃち	高性能林業機械化促進基本方針では、傾斜20度以上としている。
クローン	くろーん	挿し木などの無生殖で増やした個体群をいう。
原木	げんぼく	製材・合板・パルプなどの原材料として用いられる丸太をいう。
県有林	けんゆうりん	森林所有者の形態のひとつ。地方公共団体のうち、県が所有する森林。
公益的機能	こうえきてききのう	一般的に、森林の有する多面的機能のうち、木材の生産機能を除いた、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能をいう。

用語	よみがな	解説
高性能林業機械	こうせいのうりんぎょうきかい	一機種で、伐倒・枝払い・造材・集材のうち、2工程以上の多工程処理を行う車両系又は架線系の林業機械。実際の生産性や経済性は、地形、伐採方法、路網密度などの作業条件によって大きく左右される。フェラーバンチャ、プロセッサ、ハーベスタ、タワーヤーダ、スイングヤーダなどがある。
合板	ごうはん	原木から薄くむいた「単板」の繊維方向（木目の方向）を1枚ごとに直交させ、奇数枚数を接着剤で接着、構成した板。
公有林	こうゆうりん	公共団体の所有する森林。県有林、市町村有林、財産区有林などがある。国有林、私有林に対する語。
広葉樹	こうようじゅ	樹木を葉の形で分類した名称で、針葉樹に対する語。ブナ、ナラ、ケヤキなど扁平な葉をもった樹木。
国産材	こくさんざい	自国の山林から産出される木材。輸入材（外材）に対する語。
国土保全機能	こくどほぜんきのう	森林の公益的機能のひとつ。土砂崩壊防止、土砂流出防止、なだれ防止、流水防止機能等を総称した語。
国有林	こくゆうりん	森林法第2条に定める森林のうち、国が森林所有者である森林と分収林（国有林野の管理経営に関する法律で定めるもので、いわゆる官行造林等）である森林をいう。
混交林	こんこうりん	性質の異なった2種類以上の樹種（針葉樹と広葉樹など）が混じって生育する森林。単純林の対語。
コンテナ苗	こんてななえ	根鉢が成形された鉢付き苗で、マルチキャビティコンテナ等によって育成された苗。時期を問わず植栽できる利点がある。

さ

財産区有林	ざいさんくゆうりん	市町村及び特別区の一部で、財産を所有する特別地方公共団体をいう。
材積	ざいせき	立木または造林された丸太、さらに製材された木材の体積をいう。立木では枝条を含むときと樹幹だけの場合がある。単位は立方メートル、石がある。
作業システム	さぎょうしすてむ	伐採作業や育林作業における各工程の作業仕組（機械等の組合せ）をさす。伐出（伐採搬出）作業においては、集材距離、傾斜の度合、伐採作業現場の大きさ、集中・分散の度合によって変わる。
作業路	さぎょうろ	造林、素材生産等森林施業を林道と一体となって効率的に行うために、一時的に設置する道路をいう。
里山林	さとやまりん	集落や農地の周辺にあって、薪炭材や肥料となる落葉など、生活に密着した資材を継続的に供給してきた森林。
山地災害防止機能	さんちさいがいぼうしきのう	自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面浸食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能。
地ごしらえ	じごしらえ	植栽や天然更新の準備のため、雑草や灌木の刈払いや伐採した樹木の枝等の整理を行う作業。
枝条	しじょう	樹木の幹以外の地上部分をいう。
下刈り	したがり	植栽した苗木の生育を妨げる雑草木を刈り払う作業。
市町村森林整備計画	しちょうそんしんりんせいびけいかく	森林法第10条の5に基づき、市町村が計画的かつ長期的視点にたって、適切に林業経営、森林施業を推進するためにたてる造林から伐採までの森林施業に関する総合的な計画。
指導林家	しどうりんか	率先して近代的林業経営に取組み、高度な知識、技術と実践力及び熱意を持ち、地域の林業振興に貢献している林業経営者を指導林家として認定している。
集材	しゅうざい	立木を伐採した後、林地に散在する伐倒木や丸太を運材に便利な地点（林道・土場）まで集めること。
集材機	しゅうざいき	原動機、動力伝達装置、ドラムなどを備え、鋼索を使って林間に散在する伐倒木を集める機械。
収量比数	しゅうりょうひすう	森林の立木の込み具合を表す指標であり、ある平均樹高の時、その林分がもてる最大の幹材積に対する現実林分の材積の比率をいう。
私有林	しゅうりん	森林の所有区分のひとつ。個人、会社・社寺などの法人、各種団体・組合などで所有する森林。
樹下植栽	じゅかしょくさい	複層林などを造成するために、林間に樹木を植栽すること。
樹冠	じゅかん	樹木の葉と枝の集まりをいう。クローネともいう。
樹高	じゅこう	樹木の地上部の高さをいう。
樹種	じゅしゅ	樹木の種類。スギ、アカマツ、ブナ、ナラなど。
樹根	じゅこん	樹木の根（地下）の部分のいう。

用語	よみがな	解説
主伐	しゅばつ	利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。間伐と異なり「更新」（伐採後、次の世代の樹木を育成すること）を伴う伐採である。
樹齢	じゅれい	樹木の種子が芽生えてから経過した年数。林齢ともいう。
植栽	しょくさい	苗木を植えること。
除伐	じよばつ	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈りを終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数年間、数回行われる。
針広混交林	しんこうこんこうりん	針葉樹と広葉樹が混じって生育する森林
薪炭材	しんたんざい	まき（薪）や炭（木炭）などの燃料用に使われる木材
人工造林	じんこうぞうりん	苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等の人為的な方法により森林を造成すること。
人工林	じんこうりん	人工造林等の人為を加えて成立した森林をいう。
人工林率	じんこうりんりつ	森林のうち、人工林の占める割合を指す。
針葉樹	しんようじゅ	樹木を葉の形で分類した名称で、広葉樹に対する語。スギ、マツ類など、細くとがった葉をもった樹木。
森林	しんりん	森林法第2条で、「1 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹」、「2 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地」但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準じる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く、と定められている。
森林環境税	しんりんかんきょうぜい	平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定（平成27年9月に国連サミットで採択）の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の削減の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合って我が国の森林を支える仕組みとして創設されたもの。個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として一人年額1,000円を市町村が賦課徴収することになっている。課税時期は令和6年度に設定されている。
森林環境譲与税	しんりんかんきょうじょうよぜい	森林整備等の課題に早期に対応する観点から、森林経営管理制度の導入に合わせて令和元年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与され、森林整備等に活用されている。
森林組合	しんりんくみあい	森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として、森林組合法に基づき設立された森林所有者の協同組合。
森林経営管理制度	しんりんけいえいかんりせいど	平成30年5月25日に成立した森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく制度。適切な森林管理が行われていない森林を、意欲と能力のある林業経営体や市町村に委ね、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を目的とする。
森林経営計画	しんりんけいえいけいかく	森林法第11条に基づき、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、自ら森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画。
森林GIS（地理情報システム）	しんりんじーあいえず	森林の位置・形状等の図面（地図）情報と、林齢、樹種、蓄積等の数値や文字の情報（属性情報）を一元的に管理し、これらの情報について、検索や分析を行うとともに、様々な地図や帳票等を出力することができるコンピューターシステム。
森林所有者	しんりんしゅうしや	森林法第2条第2項で、権限に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。
森林施業	しんりんせぎょう	目的とする森林を造成、維持するための造林、保育、間伐、伐採等の一連の森林に対する行為。
森林総合監理士	しんりんそうごうかんりし	森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村等への技術的支援を的確に実施する者。
森林病虫害	しんりんびょうがいちゅう	森林を形成する樹木を侵す有害菌や有害昆虫の総称。松くい虫やナラ枯れなどが含まれる。

用語	よみがな	解説
森林保健施設	しんりんほけんしせつ	森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号の規定により森林の有する保健機能を高度に発揮させるため公衆の利用に供する施設。休養施設、教養文化施設、スポーツ又はレクリエーション施設、宿泊施設等がある。
水源かん養機能	すいげんかんようきのう	水資源を保持し、渇水を緩和するとともに、洪水流量等を調整する機能。
スイングヤーダ	すいんぐやーだ	主索を用いない簡易索張方式に対応し、バックホウ等を台車として、そのアームをタワーとして使用する林業機械。
スキッダ	すきっだ	木材を引きずって運ぶための集材用の林業機械。
筋置き	すじおき	筋地拵え等において、刈り払ったものなどを列状に置くこと。
精英樹	せいえいじゅ	同じ土壌条件の地域に生育する同種・同齢木に比べて、形質ともに特に優れた成長をしている樹木をいう。
生活環境保全機能	せいかつかんきょうほぜんきのう	生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する機能。
生産森林組合	せいさんしんりんくみあい	森林の経営の共同化を目的として、森林組合法に基づき設立された協同組合。森林組合は、組合員の森林経営の一部（施業、販売、購買など）の共同化を目的とするが、生産森林組合は、組合員の森林経営の全部の共同化を目的としている。
生態系	せいたいけい	ある地域の生物の群集とそれらに関する無機的環境をひとまとめにし、物質循環、エネルギー流などに注目して機能系としてとらえたもの。
成長量	せいちょうりょう	一定期間の間に立木が成長した量で、森林計画では1年間の成長量（m <sup>3</sup> /年）をいう。
生物多様性	せいぶつたようせい	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生物多様性条約においては、「生物の多様性」とは、全ての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含むとしている。
世界農林業センサス	せかいのうりんぎょうせんさす	我が国農林業の生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的に実施している調査。2000年まで10年に一度実施してきたが、その後5年に一度の実施となっている。
施業実施協定	せぎょうじっしきょうてい	森林法第10条の11の8の規定に基づくもので、森林所有者や特定非営利活動法人等（NPO）が、市町村長の認定を受けて、共同で森林施業を行うための取り決めを行う制度。
施業体系	せぎょうたいけい	森林の有する各機能を発揮するため、森林の造成、維持する方法を体系化したもの。
線形	せんけい	林道や作業道の路線の平面的、縦断的な形をいう。
造林	ぞうりん	林地に森林を仕立てること。造林の方法には人工造林と天然更新がある。
素材生産	そざいせいさん	立木を伐採、搬出し、丸太（素材）の生産を行うこと。

## た

択伐	たくばつ	主伐の一種で、森林内の成熟木を数年～十数年ごとに計画的に伐採（抜き切り）すること。伐採により森林の状態が大きく変化せず、持続的な森林経営ができる。
択伐率	たくばつりつ	択伐を行う割合を100分率で表したもの。一般には本数や材積を基準にする。
玉切り	たまぎり	立木を伐倒して枝払いが済んだ後、樹幹の大小、曲がり、節、腐れなどの欠点を見極めて、用途に応じて定められた長さに切断して丸太にすること。
タワーヤーダ	たわーやーだ	元柱になる鉄柱と集材装置を装備した移動式の集材機（林業機械）。
地位	ちい	林地の材積生産力を示す指標で、気候、地勢、土壌条件等の地況因子が総合化されたもの。
地域森林計画	ちいしんりんけいかく	森林法第5条第1項の規定に基づき知事が全国森林計画に即して、森林計画区内の民有林を対象に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、市町村森林整備計画における森林施業の指針となるものである。
蓄積	ちくせき	森林の現存量、材積をいう。
地質	ちしつ	地殻を構成する物質。その種類、性質または状態をさすことが多い。大部分は岩石であるが、地層、堆積物、風化生成物ないし土壌も含まれる。

用語	よみがな	解説
稚樹	ちじゅ	天然生の小さい樹木のこと。苗畑では苗木という。
長伐期施業	ちょうばつきせぎょう	主に用材林の生産を目的に長伐期（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢以上）で、一斉にある程度まとまった面積を伐採し、その跡地は、植栽又はぼう芽による更新を期待して行われる施業体系（作業種）の一つ。
つる切り	つるきり	保育作業のひとつで、造林木に巻きつく「つる類」を取り除く作業。
天然更新	てんねんこうしん	人とかかわりは補助手段として、主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させることをいう。種子が自然に落下し、発芽して成長する場合（天然下種更新）と、木の根株から発芽（ぼう芽）して成長する場合などがある。
天然更新補助作業	てんねんこうしんほじょさぎょう	天然更新を促すため、下刈り、枝条整理やかき起こし等の地表処理を行うこと。
天然生林	てんねんせいりん	主として天然力の活用により成林させ維持する森林。
特用林産物	とくようりんさんぶつ	森林原野の産物（林産物）のうち、木材を除いた品目をいう。薪、木炭、きのこ、山菜、樹皮、ウルシなどの樹液、工芸材料、繊維、樹脂などがある。
土場	どば	丸太の輸送、保管の必要から伐採現場の近いところに設けた一時的または長期に利用する丸太の集積場。林道に併設されているもの、伐採期間のみ機能させるものがある。

## な

苗木	なえぎ	移植または林地に植栽する小さい木のこと。
----	-----	----------------------

## は

ハーベスタ	はーべすた	立木の伐倒、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。
伐区	ばくく	もともと伐採（主伐）が行われる区域をさすが、造林から育林、伐採までの作業が一貫して同一に行われる区域にも用いられる。
伐採	ばっさい	山などから木を切り出すこと。
伐採跡地	ばっさいあとち	林木が伐期に達し、伐採（皆伐や傘伐（さんぼつ））した跡地のこと。
伐倒	ばっとう	立木を伐り倒すこと。伐採、伐木ともいう。
伐倒駆除	ばっとうくじょ	森林病虫害の防除のため、枯死または弱った樹木を伐倒して、焼却や薬剤散布等の処理を行うこと。
標準伐期齢	ひょうじゅんばつきれい	主要樹種について平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐期齢等を勘案し、地域森林計画で示した指針をもとに、森林計画制度上の誘導指標として市町村森林整備計画で定めた年齢。保安林の指定施業要件の基準に用いられている。
病虫害	びょうがいちゅう	有害菌や有害昆虫の総称。（＝森林病虫害）
フォワーダ	ふおわーだ	荷台に木材を積載して、集材する林業機械。
複層林	ふくそうりん	林冠構成が複数状態をしている森林を総称して、複層林という。二層のものを二段林、三層のものを三段林という。択伐林は複層林となる。
不在村	ふざいそん	自分の森林の所在する市町村の区域に居住していないこと。
プロセッサ	ぷろせっさ	全木（枝付きの伐倒木）の枝払い、玉切り、集積の一連の工程を行う林業機械。
（木質）ペレット	（もくしつ）ペれっと	間伐材や林地残材、製材端材、建築残材や果樹剪定枝など木材を破碎し、木粉状にしたうえ加圧生成により粒状に加工した固形燃料。
保安施設地区	ほあんしせつちく	農林水産大臣又は知事が保安施設事業を行う必要があるとして、農林水産大臣が森林法第41条の規定によりその事業地や周辺の森林等を指定した地区。この地区は、事業完了後一定期間経過すると保安林に転換される。
保安林	ほあんりん	水源かん養林、土砂の流出等の防備、公衆の保健、名所または旧跡の風致の保存等のため、森林法第25条に基づいて農林水産大臣又は知事が指定した森林。森林の施業に一定の制限が課せられる。
保育	ほいく	植栽を終了してから伐採するまでの間に、樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。
ぼう芽	ぼうが	立木を伐採した後に切り株から発生する芽をぼう芽という。
ぼう芽更新	ぼうがこうしん	立木を伐採した後に切り株から発生したぼう芽を成長させて林を更新する方法。こなら、くぬぎなどぼう芽力の強い広葉樹に対して行われる。ぼう芽更新は、薪炭林などで行われる。

用語	よみがな	解説
保健機能森林	ほけんきのうしんりん	森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2の規定に基づき、地域森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認める場合に、森林の保健機能の増進を図るべき森林として、市町村森林整備計画でその区域が特定されている森林。
保健文化機能	ほけんぶんかきのう	森林浴やハイキングなど身近に自然とふれあう場としての機能（保健・レクリエーション機能）、史跡・名勝における森林の美的景観及び森林環境教育等体験学習の場としての機能（文化機能）、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する場としての機能（生物多様性保全機能）等の総称。
母樹	ぼじゅ	優良な形質をもった種子や徳木、茎や根を採取する樹をいう。母樹の集団を母樹林という。

## ま

松くい虫	まつくいむし	森林病虫害のひとつで、アカマツやクロマツに寄生してその樹皮下及び材部を食害し、枯死させる昆虫の総称。特にマツノマダラカマキリによって媒介されるマツノザイセンチュウによる被害を指すことが多い。
密度管理	みつどかんり	林木の密度と材積成長との間に定量的な関係があることを利用して、林分を管理すること。
民有林	みんゆうりん	森林法第2条に定める森林のうち、国有林以外の森林をいう。民有林は、①個人、会社・社寺など法人が所有する私有林、②県、市町村・財産区などで所有する公有林、③森林整備センターが管理する森林に区分される。
無節	むぶし	製材品の材面に節のないこと。
無立木地	むりゆうぼくち	一般に、樹木が生林していない林地をいう。伐採跡地と未立木地の総称。
木材市場	もくざいしじょう	木材の売買取引を行う市場。
木材等生産機能	もくざいとうせいさんきのう	木材等の森林で生産される資源を培養する機能。
木質バイオマス	もくしつばいおます	バイオとは生物、マスは量を表し、生物体総量をいう。このうち、森林から出る用材、間伐材、隣地残材、あるいは輸入木材などを木質バイオマスという。

## や

雪起し	ゆきおこし	融雪後、倒伏して傾斜したまま立ち直らない林木を、縄やテープで傾斜上部から引き起こし固定する作業。
ユネスコエコパーク	ゆねすこえこぱーく	正式名を「生物圏保存地域」といい、ユネスコ人間と生物圏計画の枠組みに基づいて、ユネスコによって国際的に認定された地域。生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的とする取組。山梨市の一部は甲武信ユネスコエコパークの核心地域として認定されている。

## ら

立木	りゆうぼく	一般に、土地に生育する個々の樹木をさす。
林家	りんか	世界農林業センサスにおいて、所有林又は所有山林以外の保有山林が1ha以上の世帯をいう。
林業	りんぎょう	土地（林地）の上に林産物の蓄積を図り、不動産として林道、動産としての流動資産、資本財としての機械器具などの生産手段を用いて商品としての林産物（木材やきのこなど）を生産する産業。
林業機械	りんぎょうきかい	伐採や造材、搬出を行うための林業専用の機械をいう。チェーンソーや刈り払い機のほか、高性能林業機械が開発されている。
林業経営体	りんぎょうけいえいたい	森林所有者からの受託又は請負等により、森林の造成・育成や木材の生産を行う事業体の総称。森林組合、造林業者、素材生産者等をいう。
林業専用道	りんぎょうせんようどう	主として森林施業用の車両の走行を想定する道。普通自動車（10t積程度のトラック）及び大型ホイールタイプのフォワーダの走行を想定し、森林施業のための特定の人々が利用する必要最低限の構造を持ち、林道台帳により管理されているもの。
林業研究グループ	りんぎょうけんきゅうぐるーぷ	林業経営の改善及び林業技術の向上を主たる目的として、林業後継者などを中心に組織され、共同で学習・研究活動、共同事業などを行うグループ。略して「林研グループ」という。

用語	よみがな	解説
林業士	りんぎょうし	山梨県では、地域林業の活性化を図るため、地域の中核的指導者として活動できる人を林業士として認定している。地域の模範となる林業経営の実践、林業後継者の育成や県民を対象とした森林環境学習など多様な活動をしている。
林業普及指導員	りんぎょうふきゅうし どういん	森林法第187条に定められる職員で、専門事項に関する調査研究、林業に関する技術及び知識の普及、森林の施業に関する指導を行う。
林産物	りんさんぶつ	林野から生産または採取される産物。木材の他に薪や木炭、きのこ、ウルシなどの特用林産物がある。
林道	りんどう	木材等の林産物を搬出したり、林業経営に必要な資材を運搬するため森林内に開設された道路の総称。行政では、林道規程に適合し、林道台帳に登録されているものを指す。
林道網	りんどうもう	森林内の道路で構成される路網のうち、網の目状に敷設され形成される林道の路網を指す。
林内照度	りんないしょうど	林内の明るさの度合いのことをいう。
林内相対照度	りんないそうたいしょうど	林内の明るさの、裸地での明るさに対する比。一般には、照度計を用いて測定する。
林班	りんぱん	森林の位置と施業の便を考え設定した森林区画の単位。沢筋・尾根筋・河川などの自然地形などで分けする。
林分	りんぶん	林相がほぼ一様で、隣接する森林と区別できるような条件を備えた森林。例えば、樹種、樹齢、林木の直径などが揃っているなどで、林業経営上の単位として扱われる。
林木	りんぼく	林分を構成している樹木をいう。
林野	りんや	森林と森林以外の草生地とを合わせたもの。また、不動産登記法上の分類では、山林と原野を加えたもの。
林齢	りんれい	森林の年齢。森林が成立（更新又は植栽）した年を1年とし、それから経過した森林の年数をさす。
齢級	れいきゅう	林齢を5年ごとの幅でくくったもの。林齢1～5年をⅠ齢級、6～10年生をⅡ齢級、以下5年刻みでⅢ齢級、Ⅳ齢級・・・という。
路網	ろもう	森林内における林業用道路が網の目状に敷設、形成されている状況。林道や作業道のほか、一般道路（国道・県道・市町村道等）を加えた道路全体を指す。
路網密度	ろもうみつど	森林の単位面積当たりの路網の延長（m/ha）で表される。